

関係事業主 殿

(一社)更埴労働基準協会

建設業における職長・安全衛生責任者能力向上教育 開催のご案内

建設業における労働災害を防止については、建設現場で直接労働者を指揮・指導する立場にある、「職長・安全衛生責任者」の果たすべき役割がますます大きくなっています。このため、平成29年2月20日付け厚生労働省労働基準局長の通達で「職長等の職務に従事する事となった後、おおむね5年ごとに職長等の能力向上教育に準じた教育を、また安全衛生責任者の職務に従事する者も同様に安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を受けさせるものとする。」(が望ましい)とされました。

この度、当協会では事業主に代わって、職長・安全衛生責任者教育(平成18年4月1日以降に受講)を終了されている方を対象に、下記により「建設業における職長・安全衛生責任者能力向上教育」を開催することといたしますので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1 講習の日時・場所・定員

- (1) 開催日時 令和7年10月3日(金) 午前9時10分から受付となります。
- (2) 開催場所 千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉2-12-10
- (3) 定員 40名

2 受講料及びテキスト代(消費税を含む)

(1) 受講料

更埴及び各地区労働基準協会会員事業場	1名	8,000円(+消費税800円)	計 8,800円
上記以外の事業場(非会員事業場)	1名	10,000円(+消費税1,000円)	計11,000円

(2) テキスト代

「職長・安全衛生責任者能力向上教育テキスト」	1,200円(+消費税120円)	計 1,320円
------------------------	------------------	----------

3 受講対象者

職長・安全衛生責任者教育を終了した者(能力向上教育を含む)

4 講習カリキュラム

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
10/3	オリエンテーション	9:25～	㈱守谷商会 安全環境管理室 担当参事 酒井 清隆 氏
	職長・安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること(120分)	9:30～11:30	
	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること(60分)	11:30～12:00	
	昼食・休憩	12:00～13:00	
	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	13:00～13:30	
	危険性または有害性等の調査等に関すること(30分)	13:30～14:00	
	グループ演習(120分)	14:00～16:30	
	修了式	16:30～	

4 受講の申込方法

受講を希望される方は別紙「受講申込書」に記入をし、「職長・安全衛生責任教育修了証」(能力向上教育を含む)の写しを添付のうえ、FAXにてお申し込みください。持参も可。

9月19日(金)までに提出してください。

〒383-0013 中野市中野1863-1(一社)中野労働基準協会 (TEL 0269-22-2255・FAX 0269-23-0729)
 受講料及びテキスト代はお振込み又は持参となります。

締切日前でも定員に達した場合は受付を締切ります。

振込先 八十二銀行／中野 普381906

5 修了証の交付

所定の時間を受講し、修了した方に、修了証を交付します。

6 その他

- (1) 申込み受付後の取消し・変更等は9月26日(金)までにお願ひします。その後の取消し及び講習会当日の欠席者には、原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。
- (2) 講習当日は受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。